

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当） 名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	小規模保育事業者に対する大阪市営住宅及び大阪市営住宅附帯駐車場の目的外使用許可
概 要	本市では、市営住宅及び住宅附帯駐車場を本来の施策対象である低額所得等の住宅困窮者に提供する以外にも、管理に支障のない範囲で、一定の資格を有する者について、法令に基づく行政財産の目的外使用を認めています。 こども青少年局長により選定された小規模保育事業者が大阪市営住宅及び大阪市営住宅附帯駐車場（以下「市営住宅等」という。）を、小規模保育事業所として使用するには、要綱に定める事項を記載した市営住宅等使用許可申請書等を提出して、使用許可を市長から受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 市営住宅等の小規模保育事業への活用実施要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000411495.html)
審査基準	審査基準については下記のURLをご確認ください。 市営住宅等の小規模保育事業への活用実施要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000411495.html
標準処理期間	30日
経由日数	2日
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	不定期（事業者募集の実施時期による）
提出方法	市営住宅等使用許可申請書等をこども青少年局保育施策部保育企画課へ提出してください。なお、上記概要に示すように、こども青少年局長により小規模保育事業者として選定される必要があります。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	
備 考	